

四国中央市空家等対策協議会 会議記録

開 催 概 要

1. 会 議 名 第17回四国中央市空家等対策協議会
2. 開催日時 令和5年11月22日(木)14時00分～15時00分
3. 開催会場 四国中央市本庁舎5階会議室
4. 出席者 (会長) 篠原実
(委員) 井上定恵、加地義和、倉澤生雄、合田英昭、
西川康子、三浦裕章、横田圭三、吉田茂生、
鈴木一伸、永木洋平、神野香織
(欠席委員：岸良一、久米幸一、脇研二、三宅繁博)
(オブザーバー)
愛媛県東予地方局建築指導課(四国中央土木事務所駐在)
建築指導係 武田敏往
(事務局) 石田暁裕
吉岡努、薦田仁志、佐藤誠、小川智大
5. 傍聴者 なし
6. 会議次第 1 開会
2 会長あいさつ
3 報告
(1)空家法の執行状況について
(2)令和5年度実施事業について
①老朽危険空家除却支援事業
②空家取得・リフォーム支援事業
③空き家・空き地問題無料相談会
4 協議
(1)空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正について
(2)空家管理支援事業者登録制度の創設について
(3)移住定住促進空き家活用住宅整備事業の実施について
(4)その他
5 その他
6 閉会

=====
議 事 概 要
=====

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ

3 報告

- (1) 空家法の執行状況について
- (2) 令和5年度実施事業について
 - ① 老朽危険空家除却支援事業
 - ② 空家取得・リフォーム支援事業
 - ③ 空き家・空き地問題無料相談会

4 協議

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正について

【原案説明】

協議資料1に基づき、(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正について、ご説明する。(法改正のポイント・管理不全空家に関する事務フロー・協議会への事後報告と事前協議の位置づけ)

【質問・意見等】

(委員)

管理不全空家の勧告を発したら住宅用地特例が解除されると空家法13条2項では読み取れない。

(事務局)

空家法附則及び地方税法の第349条に謳ってある。

(委員)

管理不全空家の措置指導についてガイドライン的には何回考えているのか？

(事務局)

積極的に改善の機会を与えるため、何回かお知らせしたい。

(委員)

半年や期間を設けて何回かチャンスを与えたいうで措置勧告に至るのなら賛成だ。

(委員)

特定空家の場合は基準があるが、管理不全空家の基準は？

(事務局)

ガイドラインについては愛媛県が案を作成中。出来上がったならそれを参考に本市の判断基準についてもお諮りしたい。

(委員)

状況を把握するために、実態調査を自治会等にお願ひし実施することは出来ないか？

(事務局)

他の市町の状況を見ながら考えていきたいが、ネックになっているのが空家法の空家は居住その他の使用されていないことが常態であるもので、常態と言うのが1年以上使用していないことであり調査しても空き家かどうか分からないのが現実である。

(委員)

愛媛県でもガイドラインを作成中と言うことなので、ガイドラインが出来れば任意指導や管理不全空家等は明確に出来るのではないか？

(事務局)

初回だけのケースについては、協議会で本市のガイドライン的なものをお諮りし、空家法13条1項に該当すると考えられるものについても協議させていただきたい。

【協議成果】

次回の協議会に初回のケースをお諮りする。

(2) 空家管理支援事業者登録制度の創設について

【原案説明】

協議資料2に基づき、(2)空家管理支援事業者登録制度の創設について、説明する。

(意義・制度案・今年度中に制度化)

【質問・意見等】

(事務局)

ご異議ございませんか？ご異議がなければ、拍手をお願い致します。

(委員)

(拍手) 拍手多数。

(事務局)

異議なしと認めます。

【協議成果】

原案通り異議なく了承された。

(3) 移住定住促進空き家活用住宅整備事業の実施について

【原案説明】

協議資料3に基づき、(3)移住定住促進空き家活用住宅整備事業の実施について、説明する。(意義・制度案・今年度中に耐震診断・次年度改修設計)

【質問・意見等】

(事務局)

ご異議ございませんか？ご異議がなければ、拍手をお願い致します。

(委員)

(拍手) 拍手多数。

(事務局)

異議なしと認めます。

【協議成果】

原案通り異議なく了承された。

(4) その他

4 その他

特になし。

5 閉会